



国保だより

○令和6年5月31日現在
国保世帯数 9,497世帯
被保険者数 14,681名
保健事業 第112号
○発行
須賀川市保険年金課
電話 88-9136

世帯の中で国保資格に変更がある場合は14日以内に手続きを！

【共通で必要なもの】

- 1 世帯主及び該当者の個人番号が確認できる書類 ※1
- 2 来庁される人の本人確認書類 ※2
- 3 国保の被保険者証

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	☐ 共通で必要なもの 1・2
	職場の健康保険をやめたとき	☐ 共通で必要なもの 1・2
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	☐ 健康保険資格喪失証明書（本人、被扶養者）
	子どもが生まれたとき	☐ 共通で必要なもの 1・2 ☐ 世帯主の個人番号が確認できる書類及び預金通帳 ☐ 出産にかかった領収書 ☐ 直接支払制度利用に係る医療機関との合意書
	生活保護を受けなくなったとき	☐ 共通で必要なもの 1・2 ☐ 保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	☐ 共通で必要なもの 1・2 ☐ 在留カード
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	☐ 共通で必要なもの 1～3
	職場の健康保険に加入したとき	☐ 共通で必要なもの 1～3
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	☐ 加入した職場の健康保険被保険者証
	国保の被保険者が死亡したとき	☐ 共通で必要なもの 2・3 ☐ 会葬礼状など喪主の氏名がわかるもの ☐ 市外在住の喪主の場合は、喪主の本人確認書類 ☐ 喪主の個人番号が確認できる書類及び預金通帳
その他	生活保護を受けるようになったとき	☐ 共通で必要なもの 1～3 ☐ 保護開始決定通知書
	住所、世帯主や氏名が変わったとき	☐ 共通で必要なもの 1～3
	就学のため、他の市区町村に住所を定めるとき	☐ 共通で必要なもの 1～3 ☐ 在学証明書
	被保険証の紛失、汚れなどで使用できないとき	☐ 共通で必要なもの 1・2

○ 国保加入者が75歳になったときは、後期高齢者医療制度に自動的に移行しますので、手続きは不要です。

※1 マイナンバーカード、個人番号記載の住民票の写しなど

※2 官公署などが発行した顔写真のあるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）1枚
官公署などが発行した顔写真がないもの（公的医療保険の被保険者証、年金手帳など）2枚

マイナ保険証をご利用ください

12月2日に保険証が廃止となり、9月にお送りする更新保険証（有効期限：令和7年9月30日）が市で一律に発行する最後の保険証となります。その保険証の有効期限後はマイナ保険証をご利用ください。

なお、有効期限までに、マイナ保険証を取得されていない人には、保険証と同様に利用できる「資格確認書」をお送りします。

【メリット】

- 医療費を20円節約できる
- より良い医療を受けることができる
- 限度額認定証が不要となる（同一医療機関）
- マイナポータルで自分の医療費情報を確認できる

国保税の税率、課税限度額及び軽減判定所得基準が変わります

【国保税率の引上げ】

○ 国保財政の現状について

少子化や社会保険適用の拡大などにより被保険者が減少し、国保税収は毎年減少しています。また、令和3年度以降、国保財政収支は赤字の状態が続いており、これまでに積み立てた繰越金や国保基金で補填する状態が続いています。

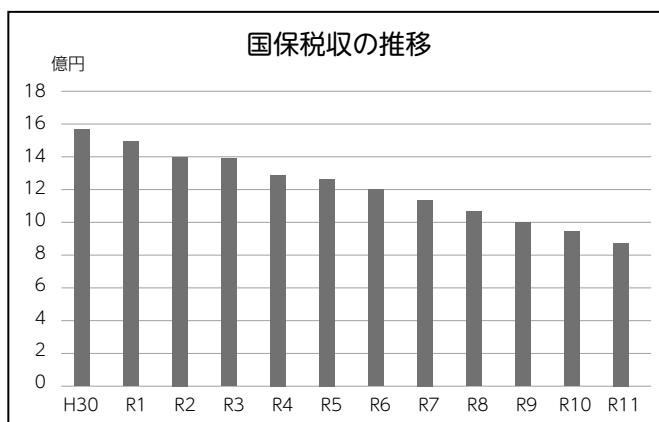
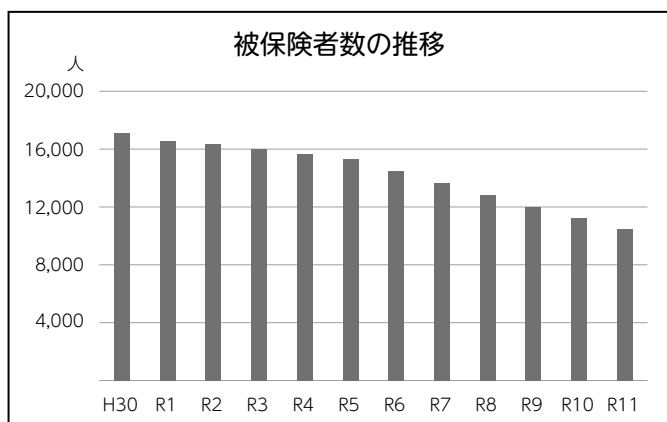
○ 県内の動きについて

福島県では被保険者の負担の公平化等を図るため、「県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険税負担で同じ保険給付を受けられる」よう、現在各自治体で設定している税率を令和11年度に完全統一することを決め、県全体で医療費を負担する制度の構築を進めています。

○ 今後の国保税率について

こうした動きを踏まえ国保税の税率を引き上げます。令和6年度は昨年度の税率と統一税率（推計）の差の3分の1に相当する税率を加算します。また、段階的に統一税率に近づけるため、令和8・10年度にも税率改定を検討します。

なお、税率の引上げに際しては、税負担が急増しないよう国・県の動きを注視しながら繰越金や国保基金を活用します。また、低所得世帯には所得に応じた国保税の軽減措置を適用することで負担の増加幅を圧縮します。



	所得割（％）			均等割（円）			平等割（円）		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
R5年度	7.20	2.51	1.95	23,000	7,500	8,000	19,000	7,400	5,600
R6年度	7.45	3.20	2.72	26,600	11,300	12,500	20,200	9,200	7,400

※介護分は40～64歳の人に課税されます。

【課税限度額の引上げ】

国保税の上限額を年額104万円から106万円に引き上げます。

【軽減判定所得基準額の引上げ】

低所得世帯に対する保険税負担を軽減するため、世帯主と世帯員の所得の合計（軽減判定所得）が定められた軽減基準額以下となるとき、保険税の均等割額・平等割額の軽減（7割軽減・5割軽減・2割軽減）を行っています。今回は5割と2割軽減となる軽減基準額を引き上げ、その結果、軽減対象となる人が増加します。

第3期国民健康保険データヘルス計画を策定しました

【データヘルス計画とは】

被保険者の健康増進及び医療費の適正化を目的に、生活習慣病の発症や重症化予防など、保険者である市が国民健康保険加入者の健康・医療データを基とし、重点的に取り組む必要がある健康課題を明確にし、対応する保健事業を効果的・効率的に行うための計画です。

第3期データヘルス計画の計画期間は、令和6年度から令和11年までの6年間とし、前期と後期に分け、令和8年度に中間評価を行います。

【生活習慣病とは】

食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関係し、それらが要因となり発症する疾患の総称で、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などをいいます。

本市では、高血圧症、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病、脂質異常症、腎不全を合計すると、医療費全体の約4分の1に相当しています。

心疾患、脳血管疾患による死亡率が男女ともに国よりも高いため、生活習慣病対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

医療費における生活習慣病疾病内訳抜粋（令和4年度）

	須賀川市		県	国
	医療費（円）	割合	割合	割合
虚血性心疾患	106,745,280	2.1%	1.6%	1.7%
脳血管疾患	144,449,680	2.8%	2.8%	2.8%
腎不全	304,855,810	5.9%	5.1%	5.9%
再掲 腎不全（透析あり）	198,084,210	3.8%	3.2%	4.3%
糖尿病	354,007,220	6.8%	6.6%	5.6%
高血圧症	230,113,940	4.4%	3.8%	3.1%
脂質異常症	130,675,430	2.5%	2.4%	2.1%
慢性閉塞性肺疾患（COPD）	5,441,000	0.1%	0.1%	0.2%

※抽出データ：KDB「中分類」「細小分類」

【主な取り組み内容】

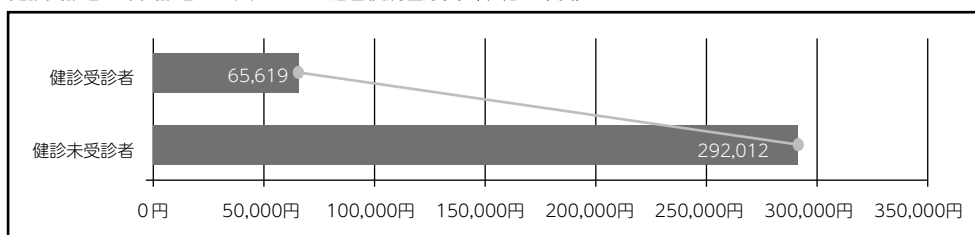
▼特定健康診査の結果、健康上のリスクが高い人への保健指導の実施率を高め、生活習慣病につながりやすいメタボリックシンドロームの予防と改善

▼医療機関などへの受診を勧め、保健指導などを行い、生活習慣病の重症化を予防

▼高血圧症や糖尿病への対策を重点的に行い、循環器系疾患の重症化を予防

▼身体機能を向上させ、健康づくりにつながる場の整備や、フレイル予防を中心とした介護予防に関する知識の普及、啓発

健診受診者と未受診者の一人あたり生活習慣病医療費（令和4年度）



【須賀川市ホームページ】

トップページ➡くらし・手続き➡国民健康保険・後期高齢者医療制度➡国民健康保険のお知らせ➡第3期須賀川市国民健康保険データヘルス計画を策定しました



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

国民健康保険限度額適用認定証の更新時期が近づいています 引き続き認定証が必要なときは、再度申請してください

現在、国民健康保険限度額適用認定証をお持ちの方は、令和6年7月末日が有効期限となっています。毎年8月1日が更新日となりますので、引き続き、令和6年8月以降の認定証が必要なときは、次のとおり再度申請してください。

なお、一部の方を除いて個別の定期更新に関するご案内はいたしませんので、ご注意ください。

◆更新申請の受付開始日 令和6年8月1日（木）

認定は、申請した月の1日からとなります。

8月中に申請があった場合は、8月1日に遡って認定されます。

◆申請手続きに必要なもの

- (1) 認定証が必要な方の国民健康保険被保険者証
- (2) 窓口に来る方の本人確認ができる書類
- (3) 世帯主及び手続きの該当者の個人番号が確認できる書類
- (4) 現在お持ちの認定証（有効期限：令和6年7月31日）

◆申請場所

保険年金課国保給付係 ・ 長沼市民サービスセンター ・ 岩瀬市民サービスセンター

◆ご注意点

国保税に滞納がある世帯には認定証を交付できませんので、完納後に申請してください。

適用区分の詳細はこちら

〔須賀川市ホームページ〕
トップページ➡暮らし・手続き
➡国民健康保険・後期高齢者医療制度➡国民健康保険の給付関係➡高額療養費の支給（国民健康保険）



東日本大震災による避難先でも特定健診等を受けることができます

- 1 対象者 市町村の国民健康保険に加入されている40歳以上の方または後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、以下の市町村にお住まいだった方で住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

市町村	福島市（※国保加入者のみ）、相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、川内村、大熊町、葛尾村、飯舘村、伊達市
-----	---

- 2 受診期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- 3 受診等の流れ 避難元の市町村に健診を受診したい旨、連絡してください。その後の手続きや準備物などを市町村間で調整した後で、受診できる健診等実施機関をご案内します。

お問合せ先

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地
須賀川市市民福祉部保険年金課（市役所1階）
国保税係（電話）0248-88-9136
国保給付係（電話）0248-88-9135



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。